

令和3年度

事業報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

目 次

	頁
I 法人の概況	1
1 設立年月日	1
2 社団法人から一般社団法人へ移行	1
3 定款に定める目的	1
4 定款に定める事業内容	1
5 会員の状況	1
6 役員の状況	1
7 職員に関する事項	2
II 事業の概況	2
1 令和3年度の事業期間	2
2 事業の実施状況	2
(1) 保険者による健診・保健指導等に関する検討会	2
(2) 保険者協議会中央連絡会	3
(3) オンライン資格確認等検討会議	3
(4) 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会	3
(5) 業務調査部会等の開催	4
(6) 各共済組合からの委任により行う契約事務等	5
(7) 情報提供・研修会の開催等	6
(8) 地共済年金情報ホームページシステム事業	8
3 理事会・総会の開催状況	10
III 今後の課題	11
1 中間サーバー・オンライン資格確認等システム関連	11
2 特定健診・保健指導関係	11
3 社会保険診療報酬支払基金との契約について	11
4 地共済年金情報システム事業	12
IV 事業報告の附属明細書	12

令和3年度事業報告書

I 法人の概況

1 設立年月日

昭和62年2月20日（地方公務員共済組合協議会は、旧民法第34条に基づく公益法人の社団法人として、内閣総理大臣・文部大臣・自治大臣の設立認可により設立された。）

2 社団法人から一般社団法人へ移行

地方公務員共済組合協議会は、平成24年10月22日付で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条の規定に基づき、内閣総理大臣より「一般社団法人」としての認可を受け、同年11月1日に名称変更し、一般社団法人へ移行した。

3 定款に定める目的

一般社団法人地方公務員共済組合協議会（以下「協議会」という。）は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づいて設立された地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「共済組合」という。）の行う事業の健全な運営を図るとともに、共済組合の制度及び事業に関する調査、研究、情報の収集、関係機関との連絡調整、年金受給者等に対する広報活動等を行うことにより、年金受給者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

4 定款に定める事業内容

- (1) 社会保障制度に関する調査研究、共済組合の制度及び事業に関する調査研究のために設置する業務調査部会に係る運営
- (2) 共済組合の制度及び事業に関する情報の収集及び連絡並びに資料の配付
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 共済制度に関わる研修及び人材の育成
- (5) 年金受給者等に対する情報提供、広報活動等
- (6) その他その目的達成に必要な事業

5 会員の状況

令和4年3月31日現在の正会員及び賛助会員数は、以下のとおりである（別紙1参照）。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 正会員 | 6 共済組合 |
| (2) 賛助会員 | 80 社（金融機関等） |

6 役員の状況

令和4年3月31日現在における役員は、別紙2のとおりである。

7 職員に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 事務局長 1名（前年度と同じ）
- (2) 期間業務職員（臨時職員） 1名
- (3) 地方公務員共済組合連合会との「地方公務員共済制度に係る事業に関する協定書」により、同連合会総務部企画課職員のうち協力職員として協議会の事務に従事している職員 4名

II 事業の概況

1 令和3年度の事業期間

令和3年度の事業期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間である。

2 事業の実施状況

(1) 保険者による健診・保健指導等に関する検討会

医療保険者の代表者等が委員となり、特定健康診査・特定保健指導のより円滑な実施を推進し、保健事業の取組の強化を図るため、厚生労働省主催の会議が開催されている。地方公務員共済組合では、協議会が会議に出席しており、会議状況や資料等を各組合に情報提供している。

なお、開催状況は、以下のとおりである。

【会議の開催状況】

No	年月日	回数	議題
1	R3.5.17 オンライン開催	第42回	2019年度特定健診・特定保健指導実施率の加算・減算制度における対応方法について（案）
2	R3.11.19 書面開催	第43回	協会けんぽにおけるインセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等について（案）
3	R4.1.19 オンライン開催	第44回	1 （加減算について）加算基準・総合評価の数値基準の見直し 2 （加減算について）受診勧奨対象者の医療機関受診率の定義 3 協会けんぽにおけるインセンティブ制度の見直し

(2) 保険者協議会中央連絡会

各都道府県に設置された保険者協議会の連携協力を促進することを通じて、被保険者等の健康の増進及び医療費適正化の推進を図り、医療保険制度の安定的運営に寄与することを目的として設置され、健保組合等の保険者団体が委員となり、必要に応じて会議が開催されている。地方公務員共済組合では、協議会が会議に出席しており、会議状況や資料等を各組合へ情報提供している。

なお、開催状況は、以下のとおりである。

【会議の開催状況】

No	年月日	回数	議題
1	R4. 3. 30 オンライン開催	第 37 回	1 厚生労働省保険局医療介護連携政策課からの説明事項 2 保険者データを組み合わせた事例紹介 3 その他

(3) オンライン資格確認等検討会議

個人単位被保険者番号とオンライン資格確認等の円滑な導入・支援等について、保険者・医療関係者等の参画を得て検討するため、オンライン資格確認等検討会議（以下「検討会議」という。）が平成30年9月に厚生労働省内に設置された。

検討会議は、各医療保険者、医療関係者、被保険者の代表者の三者で構成され、地方公務員共済組合においては、総務省福利課の要請を受け、協議会が構成員として参加している。

令和3年度においては、令和4年3月に開催が予定されていたが、令和4年4月へ開催が見送られた。

なお、オンライン資格確認等システムに関する直近の状況については、「Ⅲ今後の課題」を参照。

(4) 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会

特定健診・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第18条に基づき作成される特定健康診査等基本指針に基づき、平成20年度から保険者において実施されている。

また、保険者は、高確法第19条に基づき、特定健康診査等実施計画を6年ごとに6年を一期として定めることとされており、令和3年度は、第3期目の中間年にあたる。

令和6年度には、第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、新たに蓄積された科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導の評価指標等の技術的な事項についての検討を行うため、関係者の参集を求め、検討を行う場として、新たに「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」が厚生労働省内に設けられた。

本検討会は、健康局長及び保険局長が関係者の参集を求め、参集者は、学識

経験者、保険者の代表者、関係団体の代表者から構成することとされ、協議会は、構成員として参画している。

令和3年12月9日（木）に第1回目が開催されている。議題等は、以下のとおりである。

【会議の開催状況】

No	年月日	回数	議題
1	R3.12.9 オンライン開催	第1回	1. 特定健診・特定保健指導のこれまでの経緯と効果検証について 2. 今後の検討会の進め方等について 3. その他

(5) 業務調査部会等の開催

① 短期給付部会

中間サーバーの機能拡充の一環として、導入、実施が予定されている施策について、総務省福利課経由で厚生労働省から説明の場を設けてもらいたい旨の要請があったため、総務省福利課と連携して、次のとおり、短期給付部会の開催をし、厚生労働省からの説明及び質疑応答を行った。

i) 令和3年12月15日（水）開催

- ・議題「電子処方箋管理サービスに係る説明について」
（説明者：厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課）
- ・会議方法 Web 会議形式（総務省福利課がホスト）

ii) 令和3年12月23日（木）開催

- ・議題「医療情報の拡充機能の運用業務について」
（説明者：厚生労働省医政局研究開発振興課医療情報技術推進室長 田中彰子 氏）
- ・開催方法 WEB 会議形式（総務省福利課がホスト）

② 全国鍼灸マッサージ協会の要望への対応について

全国鍼灸マッサージ協会から国会議員に寄せられた要望について、地方公務員共済組合グループとして、どのような対応を取るべきかの参考とするため、総務省福利課が令和3年12月22日（水）にミーティングを主催した。

参加者は、文部科学省及び警察庁並びに各共済組合、協議会は、オブザーバーとして参画した。

協議会では、既に行っている受領委任の契約事務の観点から、総務省福利課からの質疑に回答又は意見を行った。

(6) 各共済組合からの委任により行う契約事務等

各共済組合から委任を受けて締結している各種契約等について、一部改定、契約更新等を行った。

① 社会保険診療報酬支払基金との医療費支払契約等

社会保険診療報酬支払基金と締結している次の契約について、例年と同様、納入期日の改定及び事務費単価改定等に伴う一部改定を行った。

ア 「診療報酬の審査支払に関する契約」

イ 「レセプト電子データ提供に関する契約」

ウ 「特定健康診査及び特定保健指導の費用の決済等に関する契約」

エ 「出産費等の支払に関する契約」

オ 「社会保障・税番号制度の中間サーバー等情報連携事務及びオンライン資格確認等事務に関する契約」

② 公益社団法人国民健康保険中央会との出産費の支払に関する契約等

公益社団法人国民健康保険中央会と締結している「地方公務員等共済組合法第63条第2項の規定に基づく出産費の支払に関する契約書」第2条に規定する別に定める収納日等について、改定を行った。

③ 特定健康診査・特定保健指導に係る委任契約に関する集合契約等

保険者団体と実施機関の全国組織との集合契約（パターンA（全国単位））の締結、市町村国保ベースを利用した集合契約（パターンB（都道府県単位））の締結に向けて各都道府県代表保険者へ提出する委任状の取りまとめ等を実施した。

④ 柔道整復師の施術に係る療養費等の受領委任契約

公益社団法人日本柔道整復師会会員以外の柔道整復師の施術に係る療養費について、各共済組合に代わり柔道整復師との間に受領委任契約を締結している（令和3年度：851件）。

なお、令和4年3月末日における柔道整復師との受領委任契約の件数は、延べ27,760件となった。

⑤ 健康スコアリングレポートの作成業務に関する契約

「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」（令和元年12月26日付総行福第94号福利課長通知）に基づき実施した「健康スコアリングレポート」について、各共済組合に代わり事業者と

契約を行った。

(7) 情報提供・研修会の開催等

共済組合制度、医療保険制度を中心とした社会保障制度及び資金運用に関する事項について、正会員及び賛助会員を対象に、次の情報提供及び研修会の開催を行った。

① 協議会情報の提供

地方公務員共済組合連合会刊行物等の送付（6回）

PAL「連合会だより」等の各種資料の賛助会員等への提供

② 研修会等の開催

ア 賛助会員懇話会・共済資金運用セミナー

賛助会員懇話会及び共済資金運用セミナーについては、主には、賛助会員を対象に、著名な講師又は金融・経済の専門家による講演会を通じ、広く見識を深めてもらうほか共済資金運用の指針としていただくため、毎年度、別々に開催してきた。

しかし、今般のコロナ禍の影響により、従来の形式での開催は困難なため、開催の是非等について、当協議会内において検討を行った。

その結果、賛助会員等の皆さまからお預かりしている会費の有効活用という観点、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点という二つの観点から、前年度と同様、例外的に、賛助会員懇話会と共済資金運用セミナーを合同で開催することとし、かつ、対面での開催を自粛し、WEBにより開催することとした。

○日 時：令和4年2月25日（金）

○開催方式：WEB方式（ライブによる動画配信）

○講演内容

・第1部

講師：宮地 俊明 氏（地方公務員共済組合連合会 理事）

演題：「地方公務員共済組合連合会の資金運用の現状について」

・第2部

講師：田崎 史郎 氏（政治ジャーナリスト）

演題：「揺れ動く内外情勢とこれからの政治経済」

○参加者：275名

イ 年金・社会保障制度研究セミナー

年金制度ほか共済組合の事業に関連する年金以外の医療、介護などの社

会保険制度及び疾病予防等の公衆衛生等の社会保障制度全般について、見識を深めてもらうことを目的として、正会員である地方公務員共済組合及び当該共済組合を構成する地方公務員共済組合の幹部職員を対象に、従来、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」）が行ってきた年金問題セミナーを連合会と当協議会とで、「年金・社会保障制度研究セミナー」として、共催で開催してきた。

しかし、前記アと同様、今般のコロナ禍の影響を考慮し、開催の是非等について、連合会と協議した結果、対面での開催を自粛し、WEBにより開催することとした。

○日 時：令和3年10月26日（火）

○開催方式：WEB方式（ライブ、オンデマンド（アーカイブ）による動画配信）

○講演内容

- ・講師：野村 謙一郎 氏（総務省自治行政局公務員部福利課長）
演 題：「地方公務員共済組合を取り巻く諸問題」（連合会、協議会共催）
- ・講師：吉中 季子 氏（神奈川県保健福祉大学 准教授）
演 題：「女性から見た年金一制度の背景と加入の実態」（協議会主催、連合会後援）
- ・講師：忽那 賢志 氏（大阪大学大学院医学系研究科医学部感染制御学講座 教授、大阪大学医学部附属病院 感染制御部長）
演 題：「新型コロナウイルス感染症について」（連合会、協議会共催）

○参加者：144名

③ 事業年報の作成及び配付

例年どおり、「令和2年度地方公務員共済組合等事業年報」を発行し、正会員及び賛助会員に配付した。

○発行時期：令和4年3月

○発行部数：450部（令和元年度版と同数）

○配布部数：407部

（内訳）正会員 242部、賛助会員 158部、その他 7部

④ ホームページによる事業情報提供

事業、財務等に関する資料等及び各共済組合向けに特定健診関係の契約書ほか各種情報について、ホームページによる情報提供を行った。

(8) 地共済年金情報ホームページシステム事業

① 地共済年金情報ホームページシステム作成委員会の開催状況等

令和3年度における地共済年金情報ホームページシステム作成委員会（以下「HP委員会」という。）では、主に、令和元年度に実施された内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）による監査において指摘された事項に対する改善措置の取組み（フォローアップ）に係る対応について、必要な措置の検討を行い、次のとおり情報セキュリティに係る基準ルールを整備した。

- ア 「地共済年金情報ホームページシステム情報セキュリティ対策基準」（令和3年11月2日一般財団法人 地方公務員共済組合協議会決定）
- イ 「地共済年金情報ホームページシステムの調達等における情報セキュリティ対策手順書」（令和3年11月12日一般財団法人 地方公務員共済組合協議会決定）
- ウ 「地共済年金情報ホームページシステム情報セキュリティ対策組織体制規程」（令和3年11月29日一般社団法人 地方公務員共済組合協議会決定）
- エ 「地共済年金情報ホームページシステムユーザID 管理手順書」（令和3年12月6日一般社団法人 地方公務員共済組合協議会決定）
- オ 「地共済年金情報ホームページシステム情報セキュリティ委員会設置要綱」（令和3年12月9日一般社団法人 地方公務員共済組合協議会決定）
- カ 「地共済年金情報ホームページシステムCSIRT設置要綱」（令和3年12月17日最高情報セキュリティ責任者決定）
- キ 「令和3年度 地共済年金情報ホームページシステムにおける情報セキュリティ対策を推進するための計画（対策推進計画）」（令和3年12月23日最高情報セキュリティ責任者決定）

【HP委員会の開催状況】

No	年月日	会議種別	議事等
1	R3.4.22	合同部会	(1) 座長の選出 (2) 地共済年金情報ホームページシステムの構築等について (3) 地共済年金情報ホームページシステムの構築・運営保守業務に係る費用負担について (4) NISC監査に係る暫定対応について (5) NISC監査に係る本格対応について (6) その他

2	R3. 5. 13	書面による 開催	(1) 地共済年金情報ホームページシステムに係る運営 保守費用負担について (2) 地共済年金情報ホームページシステムに係る事象 対応について (MHR T)
3	R3. 6. 3	書面による 開催	(1) 地共済年金情報ホームページシステム情報セキュ リティ対策基準等の整備 (2) 地共済年金情報ホームページシステムの運営費の 負担の在り方に対する組合等からの意見について
4	R3. 6. 23	合同部会	(1) 地共済年金情報ホームページシステムの運営費の 負担の在り方について
5	R3. 7. 8	合同部会	(1) 地共済年金情報ホームページシステムの構築、保 守及び運営等一式に関する費用並びに租税公課の 負担について (一般社団法人地方公務員共済組合 協議会) (2) 地共済年金情報ホームページシステム情報セキュ リティ対策基準の整備について (3) 地共済年金情報ホームページシステム情報セキュ リティ対策推進計画 (案) について
6	R3. 8. 12	合同部会	(1) 地共済年金情報ホームページシステムに係るユー ザ ID の消去等について (MHR T) (2) 地共済年金情報ホームページシステム情報セキュ リティ対策基準等の策定について (3) 地共済年金情報ホームページシステム利用者 ID 管 理手順書について

② 情報セキュリティ委員会の開催状況

地共済年金情報ホームページシステム情報セキュリティ対策基準に基づき、ホームページシステムにおける情報セキュリティ対策推進体制及びその
他業務を実施するための、情報セキュリティ委員会の開催状況は、次のとお
りである。

No	年月日	議事等
1	R4. 3. 7	(1) 令和4年度地共済年金情報ホームページシステムにおける情報 セキュリティ対策を推進するための計画 (対策推進計画) の策 定について (2) N I S C 監査の対応状況について (3) その他

3 理事会・総会の開催状況

令和3年度中における理事会及び総会の開催状況は、次のとおりである。

なお、前記2(7)②でも触れたように、コロナ禍の影響もあり、理事会及び総会の開催については、みなし決議による開催にするなど、適宜、対応した。

No	年月日	会議種別	議案等
1	R3. 4. 27	理事会	議案第1号「役員の選任について」 議案第2号「臨時総会の招集の決定について」
2	R3. 5. 14	臨時総会	議案第1号「役員の選任について」
3	R3. 6. 8	理事会	議案第1号「令和2年度事業報告及び決算(案)について」 議案第2号「役員の選任(案)について」 議案第3号「定時総会の招集の決定(案)について」 報告事項「定款第22条第3項に基づき会長が行う職務執行状況の報告について」
4	R3. 6. 22	定時総会 (対面開催)	議案第1号「令和2年度事業報告及び決算(案)について」 議案第2号「役員の選任(案)について」
5	R3. 6. 30	理事会	議案第「会長の選定について」
6	R3. 8. 10	理事会	議案第1号「役員の選任について」
7	R3. 10. 22	臨時総会	議案第1号「役員の選任について」
8	R4. 1. 19	理事会	議案第1号「役員の選任について」 議案第2号「臨時総会の招集の決定について」
9	R4. 1. 31	臨時総会	議案第1号「役員の選任について」
10	R4. 3. 11	理事会	議案第1号「令和4年度事業計画及び予算(案)について」 議案第2号「賛助会員の新規入会について」 議案第3号「臨時総会の招集の決定について」 報告事項「定款第22条第3項に基づき会長が行う職務執行状況の報告について」
11	R4. 3. 25	臨時総会	議案「令和4年度事業計画及び予算(案)について」

(注) R3. 6月の定時総会以外は、書面によるみなし決議

Ⅲ 今後の課題

1 中間サーバー・オンライン資格確認等システム関連

令和4年度においては、オンライン資格確認等システムに、「医療情報の拡充」及び「電子処方箋」の機能が新たに追加、運用開始が予定されている。

当協議会としては、これらの新機能の導入・運用が滞りなく行われるか、また、これらの新機能に係る運営費等の取扱いその他の運営全体に関する事項について、引き続き情報収集に努めるとともに、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金とも連絡を密にし、情報収集に努めるとともに、それら集約した情報について、総務省及び関係共済組合並びに他の保険者団体とも連携し、部会の開催又は情報提供等を行っていく。

2 特定健診・保健指導関係

令和6年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・保健指導に関する技術的な事項についての検討を行うため、関係者の参集を求め、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」（以下「第4期見直し検討会」）が厚生労働省に新たに設置され、第1回目が令和3年12月に開催されており、当協議会も構成員として参画している。

また、後期高齢者支援金加算・減算制度の見直しも検討されている。

当協議会としては、協議会が参画している検討会及び地方公務員共済組合が参画している実務担当者によるワーキンググループ並びに第4期見直し検討会又は厚生労働省を通じ、適宜、各共済組合に対し、必要な事項について、情報提供を行っていく。

3 社会保険診療報酬支払基金との契約について

社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）と審査支払事務手数料等を約する契約については、前記2（6）のとおり、毎年度、契約更改を行っている。

ところで、令和4年度における同契約については、当初、厚生労働省と基金が医科・歯科レセプトの「手数料階層化（案）」（注）を導入予定であったが、保険者（健康保険組合）の負担増となる同案に、健康保険組合連合会が再考を求め、結局、令和4年度からの導入が見送られた。

これらのことについては、地方公務員共済組合の短期給付財政にも影響がある事項であるため、令和4年秋口から年末に行われる基金と保険者との折衝に注視するとともに、基金から当協議会への説明される機会を通じ情報収集を行い、各共済組合に情報提供を行っていく。

なお、本件については、健康保険組合連合会ほか各保険者とも足並みを揃えていくことが肝要と思料することから、共済連盟等の関係機関とも連絡を密にし、情報交換を併せて行っていく。

(注) 審査支払手数料の設定基準を「レセプトの枚数」から「レセプトの枚数」と「審査の内容等」に階層化するもの。

審査が簡易な「判断が明らかなレセプト」の手数を引き下げ一方、「判断が明らかなレセプト」以外の手数料を引き上げて、財政中立による階層化を図りたいという案を提案していた。

4 地共済年金情報システム事業

令和3年4月から運用開始した地共済年金情報ホームページシステムについて、安定的な運用が継続されているか又は問題がないか、今後も運営主体である各共済組合及び地共済年金情報ホームページシステム委員会と連絡を密にし、問題があればその問題に対する課題等について、検討を行っていく。

また、令和元年度に実施された内閣サイバーセキュリティセンターによる監査において指摘された事項に対する改善措置の取組み（フォローアップ）に係る対応について、遺漏がないかなど、地共済年金ホームページシステム委員会と連絡を密にし、検討等を行っていく。

IV 事業報告の附属明細書

令和3年度の事業報告において、一般社団法人地方公務員共済組合協議会定款第35条第1項第2号に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、該当するものがない。